

○比布町委託型地域おこし協力隊員設置要綱

(令和2年3月13日告示第9号)

改正 令和3年4月1日告示第48号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本町において、都市住民等を受け入れ、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務官通知）に基づき、特定の課題を解決するとともに、起業に向けた自由な活動を促進するため委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）を設置する。

(委嘱等)

第2条 町長は、地域おこし協力隊推進要綱に基づき委託型隊員を委嘱する。ただし、委嘱に伴う雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

2 委託型隊員は、委嘱された後、直ちに本町に住所を定めなければならない。

(隊員の資格)

第3条 委託型隊員となることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地域おこし協力隊推進要綱に定める対象に該当する者

(2) 委嘱の日において、20歳以上の者

(3) 心身ともに健康で、地域活性化等の活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できる者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(5) 普通自動車運転免許を有する者及び普通自動車運転免許を取得する意思のある者

(委託型隊員の期間等)

第4条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

2 委託型隊員は、委嘱の日から3年を超えない範囲で委嘱することができるものとする。

(委託型隊員の活動)

第5条 委託型隊員は、町の課題を解決するため、町と委託契約を締結して活動を行うものとする。

2 委託型隊員は、地域活動に従事したときは、委託型地域おこし協力隊活動日報（様式第1号。以下「日報」という。）を作成し、翌月の5日までに委託型地域おこし協力隊活動月報（様式第2号。以下「月報」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る提出については、同月31日までにを行うものとする。

- 3 委託型隊員は、委託型地域おこし協力隊活動年報（様式第3号。以下「年報」という。）を作成し、委嘱期間中の毎年度3月31日までに町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定によるほか、委託型隊員の委嘱期間の終期が年度末でない場合は、委嘱期間の最終日までに年報を作成し、町長に提出しなければならない。
- 5 委託型隊員は、委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して5日以内に日報、月報及び年報を提出するものとする。

（業務委託）

第6条 委託型隊員には、次に掲げる業務を委託する。

- （1） 地域おこし協力隊推進要綱に基づく町の課題を解決するために必要な地域協力活動。
- （2） 委託型隊員からの提案に基づく地域おこし活動や町の施策の推進に関する活動。

（関係機関との連携）

第7条 委託型隊員は、前条の業務を行うにあたって、町及び地域等の関係機関との緊密な連携を保たなければならない。

（解嘱）

第8条 町長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該隊員を解嘱することができる。

- （1） 法令若しくはこの規則の規定に違反し、又は隊員活動を怠ったとき。
- （2） 委託型隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- （3） 地域活動を怠ったとき。
- （4） 地域活動の内容が不適切であると認められるとき。
- （5） 自己の都合により解嘱の申出をしたとき。
- （6） 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難になったとき。
- （7） 町と協議することなく、住民票を異動（町内の異動を除く。）したとき。

（身分証明書）

第9条 町長は、委託型隊員に身分証明書（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 委託型隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 委託型隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 4 委託型隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- 5 委託型隊員は、退任したとき、又は解嘱されたときは直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

（委託料等）

第10条 町長は、第5条第2項に規定する日報及び月報の内容を審査し、適正と認められるときは、隊員に対し、地域活動の対価として委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、1箇月の総額が200,000円を越えない範囲の額とする。

3 その他、地域おこし協力隊推進要綱に基づく活動については、予算の範囲内において必要経費を支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 委託型隊員は、地域活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。退任したとき、又は解嘱されたときも同様とする。

第12条 町長は、委託型隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

(1) 委託型隊員の活動に関する総合調整

(2) 委託型隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知

(3) 委託型隊員の活動終了後の定住支援及び起業支援

(4) その他委託型隊員の活動に関して必要な事項

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委託型隊員の活動に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

様式1 日報

[別紙参照]

様式2 月報

[別紙参照]

様式3 年報

[別紙参照]

様式4 身分証明書

[別紙参照]

附 則 (令和3年4月1日告示第48号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。